

医療費助成制度のお知らせ

医療費負担を軽減する医療費助成制度の対象となる方は、受給者証を交付しますので、年金・長寿医療グループまたは各支所で申請してください。

なお、すでに受給者証の交付を受けていた方で、8月以降も受給資格がある場合は、新たな受給者証を7月下旬に郵送しています（手続きは必要ありません）。

受給者証の利用について

入院するときは、加入している健康保険から限度額適用認定証の交付も受け、一緒に病院の窓口へ提出してください。

また、加入している健康保険から高額療養費などの支給があったときは、年金・長寿医療グループに届け出てください。

なお、学校や保育所などで負傷し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付が適用される場合は、医療費助成制度を利用できませんので、ご注意ください。

▼問い合わせ
年金・長寿医療グループ

(☎)2137

各助成制度の内容

助成制度	助成が受けられる要件（全ての要件に該当する方）	助成後の医療費負担	手続きに必要なもの
重度心身障害者医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住民登録があり健康保険に加入している方 ○主たる生計維持者の所得が制限額以内である方 ○次のいずれかの障がいのある方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けており『身体障害者障害程度等級表』の1級、2級または3級の内部障害（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害のみ）に該当する方 ・知的障がいがあり、A判定の療育手帳の交付を受けている方。またはIQが50以下と判定（診断）された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の1級に該当する方 <p>※65歳以上の方は、一部の知的障がいのある方を除き、後期高齢者医療制度への加入が条件となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満または住民税非課税世帯…初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円）のみ ○上記以外の場合…1割負担 <p>※精神障がいのある方は入院を除く医療費のみ助成。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 ・障がいの程度が分かる手帳または判定書 ・生計維持者や対象者の所得課税証明書（公簿確認できる場合は不要）
ひとり親家庭等医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住民登録があり健康保険に加入している方 ○主たる生計維持者の所得が制限額以内である方 ○家庭の状況が次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・父、母…ひとり親家庭などの親で20歳未満の児童を扶養または監護している方 ・児童…上記に該当する親に扶養・監護されている20歳未満の児童、または両親の死亡・行方不明などにより他の家庭に扶養されている20歳未満の児童 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満または住民税非課税世帯…初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円）のみ ○上記以外の場合…1割負担 <p>※親は、入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 ・戸籍全部事項証明書 ・主たる生計維持者や対象者の所得課税証明書（公簿確認できる場合は不要）
子ども医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住民登録があり健康保険に加入している方 ○主たる生計維持者の所得が制限額以内である方 ○中学校に在学中の15歳以下の方（中学生の助成については、非課税世帯のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満または住民税非課税世帯…初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円）のみ ○上記以外の場合…1割負担 <p>（小学校に在学中の児童は、入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 ・主たる生計維持者の所得課税証明書（公簿確認できる場合は不要）

※各助成制度の医療費の月額上限は、**通院**18,000円（年額上限144,000円）、**入院**57,600円（多数回該当の場合44,400円）です。

※各助成制度の指定訪問看護の医療費は**1割負担**で、月額上限は、**非課税世帯**8,000円、**課税世帯**18,000円（年額上限144,000円）です。